

54576580

（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が、老齢基礎年金および老齢厚生年金、またはそのいずれか一方の年金を 66 歳以後に 65 歳からの支給を請求するときの請求書）

①個人番号(または基礎年金番号)
* 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰め
でご記入ください。

①年金証書の年金コード

②生年月日

大・昭・平

年

月

日

③特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した
日以降に、国民年金または厚生年金保険（船
員含む）の被保険者であった期間があります
か。
ある方は、該当する制度の名称および期間を
ご記入ください。

あ　　る　　・　　な　　い

名　　称

期　　間

平成　年　月　～　平成　年　月

④特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した
日以降に、各種共済組合等の組合員または加
入者であった期間がありますか。
ある方は、その共済組合等（支部）の名称お
よび期間をご記入ください。

あ　　る　　・　　な　　い

名　　称

期　　間

平成　年　月　～　平成　年　月

⑤あなたは現在、公的年金制度から年金を受け
ていますか。
受けている方・請求中の方は、その制度の名
称および年金証書の基礎年金番号・年金コー
ド（記号番号）をご記入ください。

ア　受けている　・　イ　受けていない　・　ウ　請求中

名　　称

基礎年金番号
年金コード等

⑥上記⑤の年金を受けている方は、その支給を
受けることとなった年月日

昭和・平成　年　月　日

⑦現在、公的年金制度等から老齢・退職
または、
障害を支給事由とする年金を受けて
いますか。

ア　老齢・退職の年金
を受けている。

イ　障害の年金を
受けている。

ウ　いずれも受けて
いない。

配偶者につい
て、右の欄にご
記入ください。

受けているときは、その公的年金制
度等の名称および個人番号（または
年金証書の基礎年金番号）・年金コー
ド、恩給証書等の記号番号

名　　称

個人番号(または基礎年
金番号) 年金コード等

その支給を受けることとなった年月
日

昭和・平成　年　月　日

⑧今回、さかのぼって受けようとする年金以外
の年金について、引き続き繰下げを希望され
ますか。

ア．老齢基礎年金については、引き続き繰下げを希望します。

イ．老齢厚生年金については、引き続き繰下げを希望します。

⑨生　計　維　持　申　立

配偶者および子の氏名	生　年　月　日	受給権者との続柄	障害の状態にありますか
	昭和・平成　年　月　日		あ　　る　　・　　な　　い
	昭和・平成　年　月　日		あ　　る　　・　　な　　い
	昭和・平成　年　月　日		あ　　る　　・　　な　　い

□上記の者は、受給権を取得した当時から引き続き生計を維持していることを申し立てる。

□上記の配偶者によって、私は生計を維持されていることを申し立てる。

平成　年　月　日

受給権者氏名

㊞

（生計維持申立書欄中「□」は、いずれか該当する方に「✓」を記入してくだ
さい。）

平成　年　月　日　提出

郵便番号

□□□□－□□□□

受給権者

住　所

(フリガナ)

氏　名

㊞

自宅の電話番号（　　）－（　　）－（　　）

（裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。）



※ 基礎・厚生 年金裁定 65	改定年月日					事由	受付年月日					※ 支 調 57	事 由	調 整 額									
	年	月	日	01	年	月	日	基	+-														
				05				付	+-														
				11				上	+-														
				21				独	+-														
※ 年金額改定 54						事由	配 状態表示	※ 配偶者の基礎年金番号・年金コードの訂正・収録 80										※					
	年	月	日					1															
								2															

記入上の注意

※印欄には、記入しないでください。

②の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和16年6月1日生まれの方の場合は、

大	・	昭	・	平		年		月		日				
					1		6		0	6		0		1

のようにご記入ください。

③および④は、該当する文字(ある・ない)のいずれかを○印で囲んでください。

⑤には、自分自身の年金について、ご記入ください。

上欄は、該当する文字(ア・イ・ウ)のいずれかを○印で囲んでください。アまたはウに該当する方は、中欄および下欄にもご記入ください。

なお、「公的年金制度等」とは、次の制度です。

1. 国民年金	2. 厚生年金保険	3. 船員保険 (旧法の年金のみ)	4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員等共済組合	6. 私立学校教職員共済	7. 農林漁業団体職員共済組合	

⑦には、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受ける方であって、配偶者(夫または妻)のある方は、配偶者の年金について、ご記入ください。

上欄は、該当する文字(ア・イ・ウ)のいずれかを○印で囲んでください。アまたはイに該当する方は、中欄および下欄にもご記入ください。

なお、「公的年金制度」とは、次の制度です。

1. 国民年金の障害年金および障害基礎年金	2. 厚生年金保険	3. 船員保険 (旧法の年金のみ)
4. 国家公務員共済組合	5. 地方公務員等共済組合	6. 私立学校教職員共済
7. 旧農林漁業団体職員共済組合	8. 恩給	9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鉄八幡共済組合	11. 執行官	12. 旧令による共済組合等
		13. 戦傷病者戦没者遺族等援護

⑧は、該当する文字(ア・イ)のいずれかを○印で囲んでください(平成14年3月31日以前に老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権を取得した方でこれらの年金をさかのぼって受けようとする方(いずれか一方のみ引き続き支給の繰下げを希望することはできません。)、または平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権を取得した方で老齢基礎年金をさかのぼって受けようとする方(上記期間中に受給権を取得した老齢厚生年金は、支給の繰下げを行うことができません。))は、記入する必要はありません。)

⑨には、老齢厚生年金の受給権者で、加給年金額の対象者である配偶者および子(18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある20歳未満の子)のある方が、引き続き生計を維持していることの申立てをしてください。

◎黒インクのボールペンで記入してください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペン又はボールペンは、使用しないでください。

この届書に添えなければならない書類

- 1. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本 (①欄に個人番号(マイナンバー)を記入することで省略できます。)
- ◆加給年金や振替加算が支給される条件に該当した場合(65 歳以降にはじめて 240 月を満たした場合など)は、以下の書類が必要になります。(詳しくは、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。)
- 2. 加給年金額の対象者が、受給権者によって生計維持されていることを確認できる①と②の書類
 - ①世帯全員の住民票
 - ※上記1で、受給権者の戸籍抄本(戸籍の一部事項証明書)を添付する場合は、筆頭者欄の記載があるものが必要となります。
 - ②受給権者の収入または所得を確認することのできる所得証明書、課税(非課税)証明書、源泉徴票等のうち、いずれかの書類
 - ※収入のない方等は、「非課税証明書」の交付を受けてください。
- 3. 加給年金額の対象者である配偶者または子が受給権者によって生計を維持していることを証する書類
- 4. 加給年金額の対象者のうち国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する傷害の状態にある子があるとき(厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。))は、医師または歯科医師の診断書(この診断書の用紙は、年金事務所にあります。)
- 5. 老齢基礎年金に額の加算(いわゆる振替加算)が行われる受給権者にあつては、次の書類
 - ①配偶者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本(住民票でこれにかえることはできません。)
 - ②配偶者によって受給権者が生計を維持されていたことを証明する書類
 - ③配偶者の年金について、納付内容を証明する書類

この届書を提出する際に住所を変更している方は、住所変更届を、受取機関を変更している方は、受取機関変更届を、氏名を変更している方は、氏名変更届を添えてください。

<添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等(年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。)の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。(第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。)